

# 愛知県社会福祉審議会 議事録

## 1. 日 時

2026年2月6日（金）午後2時から午後3時30分

## 2. 場 所

愛知県議会議事堂 5階 大会議室

## 3. 出席者

委員総数 29名中 21名

(出席委員)

浅野宗夫委員、池山正仁委員、江崎英直委員、太田和敬委員、  
太田一弘委員、大槻秀揮委員、奥村智宏委員、後藤澄江委員、  
近藤眞奈美委員、杉浦正和委員、杉浦ますみ委員、鈴木盈宏委員、  
鈴木右委員、中屋浩二委員、原田正樹委員、松崎俊行委員、  
山本比佐子委員、山本広枝委員、山本理絵委員、横山茂美委員、  
渡邊佐知子委員

(事務局)

福祉局長ほか 23名

## 4. 議事等

(地域福祉課 藤井主査)

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、愛知県社会福祉審議会を開催いたします。

私は、地域福祉課主査の藤井と申します。

それでは、開会に当たりまして、緒方福祉局長からあいさつを申し上げます。

(緒方福祉局長)

愛知県福祉局長の緒方でございます。

本日は、大変お忙しい中、社会福祉審議会にご出席いただきありがとうございます。

委員の皆様方には、日頃から本県の福祉行政の推進に格別の御理解、御協

力をいただきまして、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、本日の審議会では、初めに、福祉・保健・医療の各分野の横断的・重点的な施策の方向性を示した「あいち福祉保健医療ビジョン」が、来年度に計画期間満了を迎えることから、次期ビジョンの方向性等について御審議いただきます。

続いて、報告事項として、障害のある方など歩行が困難な方の専用駐車区画の適正利用を図る、「パーキング・パーミット制度について」や、尊重すべき子どもの権利や県の責務等を明確に示すことで、子どもの権利に対する社会的理解の促進を図るための「子どもの権利に関する条例の制定について」など3項目について、事務局からご説明させていただきます。

短い時間ではございますが、委員の皆様方におかれましては、本県の福祉のより一層の充実に向けまして、忌憚のない御意見を賜りますとともに、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいいたします。

#### **(地域福祉課 藤井主査)**

次に委員の皆様のご紹介でございます。時間の都合もございましたので、お手元の委員名簿及び配席図により代えたいと存じます。また、石田美和委員、可知洋二委員、加藤光彦委員、神谷明文委員、阪田征彦委員、中尾友紀委員、西脇毅委員、結城房子委員については、本日は所用により、ご欠席との連絡をいただいております。

なお、本日は、委員29名中、過半数を占める21名のご出席をいただいておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、配布資料のご確認をいたします。

本日の資料は「次第」、「委員名簿」、「事務局出席者名簿」、「配席図」、「資料1 次期あいち福祉保健医療ビジョンについて」、「資料2 パーキング・パーミット制度について」、「資料3 子どもの権利に関する条例の制定について」、「資料4 専門分科会・審査部会の審議状況について」、参考資料として「あいち福祉医療保健医療ビジョン 2026 概要版」・「愛知県社会福祉審議会関係例規」でございます。

また、本日の会議は公開となっております。

なお、傍聴者は1名いらっしゃいます。

それでは、議事に入ります。審議会では、委員長が議長になると定められておりますので、以後の進行は後藤委員長にお願いいたします。

**(後藤委員長)**

委員長の後藤です。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。ご

報告事項として「パーキング・パーミット制度について」をはじめ、3件の報告をいただくことになっております。

委員の皆様には、専門のご見地から様々なご意見を賜りますよう、よろしくお願

いいたします。それでは皆様のご協力をいただきまして、円滑に進めて参ります。

**(福祉総務課 小坂担当課長)**

「次期あいち福祉保健医療ビジョンについて」の説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。「1. あいち福祉保健医療ビジョン2026の概要」でござ

います。本県では、福祉・保健医療施策を推進するため、2011年に「あいち健康福祉

ビジョン」を策定、2016年に改訂し、様々な取組を推進して参りました。その後、本

格的な人口減少の進行、家庭や地域社会の変容など、福祉・保健・医療を取り巻く課

において整理したいと考えております。

また、福祉分野につきましては、高齢者・障害者・子どもの各分野において、法定の個別計画の策定が進んできたことを踏まえ、ビジョンとしては策定せず、「都道府県地域福祉支援計画」として策定して参ります。

次に「3. 都道府県地域福祉支援計画について」別紙をご覧ください。

まず、「1. 概要」でございます。「都道府県地域福祉支援計画」は、社会福祉法に基づく法定計画であり、県としての地域福祉推進の理念や基本方針を定めるとともに、市町村地域福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、市町村の地域福祉の推進を支援するための計画であります。あわせて、地域福祉に関する現状や課題を整理し、今後の施策展開を示すとともに、福祉分野の上位計画として、関連する計画との調和や連携を図る役割も担っております。

次に、「2. 支援計画に盛り込むべき事項」をご覧ください。表の左側、①から⑤までが、社会福祉法に定められた計画に盛り込むべき5項目となります。また、右側には、国のガイドラインに示された主な取組例をお示ししております。例えば、①「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」には、「福祉以外の様々な分野との連携」や「ひきこもりなど制度の狭間の課題への対応」、「生活困窮者など各分野横断的に関係する者への対応」等が例示されております。計画の策定にあたりましては、これら国のガイドラインに加え、昨今の社会情勢から特に推進すべき取組等を含め、計画に盛り込む内容を今後検討して参ります。

最後に資料1にお戻りいただき、「4. 今後の検討体制等について」をご覧ください。今後のスケジュールですが、「都道府県地域福祉支援計画」の策定に向けて、2026年度当初に行政、学識経験者、福祉関係者等による策定検討委員会を設置し、年度内の策定を目指して議論を進めて参ります。また、高齢者・障害者・子どもの各分野や保健・医療分野の個別計画との調和・連携を図りつつ、本審議会におきましても、幅広いご意見を賜りながら、県民の福祉向上に資する計画づくりを進めて参りたいと考えております。

#### （後藤委員長）

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご意見等をお伺いします。

#### （原田委員）

「あいち福祉保健医療ビジョン」は非常に大きな計画であったことから、

今回、焦点を絞った形で計画を策定するという趣旨には賛成いたします。

ただし、都道府県地域福祉支援計画は、福祉分野別計画の上位に位置付けられる法定計画であり、いわゆる横串を刺す役割を担うという難しさもあると考えています。

資料1の図では、児童・障害・高齢といった縦割りの分野別計画の“横に”地域福祉支援計画が並んでいるようにも受け取れます。そのため、「あいち福祉保健医療ビジョン 2026」と同様に、3つの分野別計画に横串を刺す位置付けが明確に分かるような示し方が望ましいと考えます。

また、都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項について、国のガイドラインの見直しが進んでいると伺っています。次期の社会福祉法改正では、災害救助法に福祉が位置付けられたことを踏まえ、災害福祉の在り方が社会福祉法に明確に位置付けられる見込みです。あわせて、包括的支援体制を愛知県内の市町村で確実に構築していくため、県としての後方支援の内容を、より具体化していく必要も生じてくると考えております。

これらの点について十分に議論を深めていただき、愛知県らしい地域福祉支援計画を策定していただければと思います。

#### **(地域福祉課 福永担当課長)**

まず、横串の点についてですが、新たに策定する地域福祉支援計画は、個別計画の上位計画に位置付けられるものです。そのため、個別計画をしっかりと確認しつつ、計画策定を進めてまいりたいと考えております。

次に、ガイドラインに盛り込まれる予定の事項について申し上げます。

はじめに災害福祉との関係についてですが、近年、大規模地震など災害が続いており、災害時要配慮者への支援は非常に重要な課題であると認識しております。このため、策定検討委員会において、計画へ位置付ける方向で検討を進めてまいりたいと考えております。

続いて、包括的支援体制整備における県の後方支援についてですが、国において、小規模市町村の包括的支援体制整備の検討が進められており、こちらも重要な事項と考えております。国の動向を注視しつつ、こちらについても策定検討委員会で計画に位置付ける方向を検討してまいりたいと考えております。

#### **(後藤委員長)**

ただ今のご意見も参考にしながら、都道府県地域福祉支援計画の策定を進めてください。

続きまして報告事項に移ります。本日の報告事項は3項目ございます。

まず、事務局から3項目続けてご説明をいただいた後、まとめて皆様からご意見等を伺う時間を設けたいと存じます。

それでは、報告事項1「パーキング・パーミット制度について」、事務局から説明をお願いします。

#### (障害福祉課 井上担当課長)

報告事項1「パーキング・パーミット制度について」のご説明をいたします。資料2の6ページ「1. 制度の内容 (1) 目的について」をご覧ください。本制度は、障害のある方など歩行が困難な方に対して、専用の駐車区画を利用できる利用証を交付することにより、対象者を明確にし、当該駐車区画の適正利用を図ることを目的とするものです。

これまで一般県民等を対象とした導入に向けての調査や、専用駐車区画の適正利用についての普及啓発を行って参りましたが、現在、すでに全国44府県で導入される等、全国的に制度の理解が広がっていることなどから、各府県の制度内容等を参考に制度の設計を行い、障害者施策審議会でのご意見を踏まえ、本年6月からの制度導入を決定いたしました。

次に、「(2) 利用対象者例」をご覧ください。対象となる方は、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者、要介護者、妊産婦、その他けがのある方などで一定の要件を満たす方です。申請に必要な書類は、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費受給者証、介護保険被保険者証、母子手帳、医師の診断書等でございます。利用証の有効期限は、「障害・難病・要介護の方は無期限」、妊産婦は、「単胎児は2歳まで」、「多胎児は3歳まで」、「けがのある方などは原則1年以内」の必要期間となります。

次に、「(3) 制度の対象となる専用駐車区画」をご覧ください。①バリアフリー法等に基づく幅員3.5メートル以上の駐車区画、および②事業者において任意に設置していただく区画、2つを対象の専用駐車区画といたします。

①が、これまで車いすマークのある駐車区画とされていたものです。

②は事業者において任意に設置していただくものであるため、①の駐車区画とは異なり、幅の規定はありません。必ずしも広い駐車区画幅を必要としない方、車いすを使用されない制度対象者に優先的に使用していただくことを想定しております。

なお、②については、他府県では「思いやり区画」「プラスワン区画」といった名称で①と使い分けられておりますが、本県においては「プラスワン区画」の名称とさせていただきます。

また、現在、パーキング・パーミット制度を既に導入している44府県と本県で相互利用協定を締結することで、本県の利用証を他府県の障害者等用

専用駐車区画で利用することが可能となると同時に、他府県の利用証を本県の駐車区画で利用していただくことも可能となります。

続きまして、「2. 申請手続き等について」をご覧ください。

まず「(1) 利用証の申請等について」です。

申請方法は郵送または電子の2種類で受け付けをいたします。郵送は申請書・確認書類の写し・返信用切手を同封し県事務局へ、電子は県の「あいち電子申請・届出システム」により申請し、返信用切手は別途郵送していただきます。申請受付後は県で審査し、事務局から利用証を郵送で交付いたします。

利用証はルームミラーに掛ける形状を予定し、使用時は外部から見える位置に掲示していただきます。

次に「(2) 障害者等用専用駐車区画の登録等について」です。

対象区画を設置いただける事業者からの届け出も、郵送または電子で受け付けます。内容確認後、表示用ステッカーを郵送します。

ステッカーはカラーコーン等に貼付して活用いただく想定で、県ウェブサイトに登録施設名・区画数を掲載します。

続いて「(3) 県事務局の設置について」です。

本年3月に事務局を開設し問い合わせ対応を開始、4月から申請・届出の受け付けを開始します。

最後に、「3. 導入スケジュール」をご覧ください。

2月末にリーフレット配布、3月に問い合わせ対応開始、4月から申請受付、6月の制度開始に向けて5月末頃から利用証交付の予定です。

#### **(後藤委員長)**

続いて、報告事項2「子どもの権利に関する条例の制定について」、事務局から説明をお願いいたします。

#### **(子育て支援課 伊藤担当課長)**

報告事項2「子どもの権利に関する条例の制定について」のご説明をいたします。

資料3をご覧ください。

まず、「1. 背景・経緯」でございます。1994年4月の児童の権利に関する条約の批准以降、全国の自治体で、子どもの権利を尊重し、関連施策の推進を目的とする条例の制定が始まり、2023年4月の子ども基本法の施行を契機として、その動きが進んでおります。

一方で近年、いじめや児童虐待の件数が増加する等、子どもを取り巻く状

況は厳しさを増しているのが現状でございます。こうした中、本県におきましては「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」に基づき、子どもや若者の意見を施策に反映する機会の充実などに取り組んでいるところでございます。

次に、「2. 条例制定の趣旨」でございます。

子どもを取り巻く社会課題が深刻化する中、子どもたちが健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送るためには、すべての子どもが権利の主体として尊重され、自ら意見を表明し、社会に参画できる環境づくりが重要であると考えております。このため、本県におきましても、新たに子どもの権利の尊重に関する基本的な理念や、必要な取組を定める条例の制定に向けて検討を進めることといたしました。

昨年10月に開催いたしました「令和7年度第1回愛知県子ども・子育て会議」におきましては、委員の皆様には条例の構成案をお示しし、ご議論をいただいたところでございます。

続きまして、「3. 条例の構成項目及びその概要案」でございます。

条例の体系といたしましては、大きく「総則」と「基本的施策」の二つで構成することを想定しております。

総則におきましては、条例の目的、定義、基本理念、県の責務、保護者や学校関係者、事業者、民間団体、県民それぞれの役割について規定することを考えております。

条例の目的といたしましては、子どもに関する施策についての基本理念や、県の責務、関係機関の役割などを明示することにより、子どもの権利が尊重され、すべての子どもが健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを掲げたいと考えております。

また、定義におきましては、この条例における子ども等必要な用語の定義を規定してまいります。

基本理念につきましては、「児童の権利に関する条約」における四つの原則、「差別の禁止」、「生命・生存及び発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」、「子どもの最善の利益の尊重」を踏まえたものとしたいと考えております。

さらに、県の責務として、これらの基本理念に則り、子どもに関する施策を実施することを規定するとともに、保護者、学校関係者等、事業者、民間団体、県民それぞれの役割についても整理し、条例に位置付けていくことを想定しております。

また、子どもに関する施策を推進するに当たり、市町村との連携が不可欠であることから、県と市町村が連携して取り組むことについても、総則の中

で規定することを考えております。

次に、「基本的施策について」でございます。

ここでいう基本的施策とは、個別分野に限らず、子どもの権利が尊重され、すべての子どもが健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向け、共通して必要となる施策を整理したものでございます。

具体的には、子どもの意見を聴き、施策に反映するための意見反映の取組、子どもが多様な社会活動に参画できるための社会参加の促進、広報活動を通じた子どもの権利の周知、子どもや保護者等からの相談に対応する相談体制の充実、子どもが安心して過ごせる居場所づくりなどを規定していくことを想定しております。

また、子どもに関する施策については、こども基本法に基づく計画、すなわち「愛知県こども計画 はぐみんプラン 2029」により、計画的に推進していくことを条例上明確にすることを考えております。あわせて、関係機関と連携し、社会全体で子どもを支える推進体制の整備や、施策の推進に必要な財政措置に努めることについても規定することを想定しております。

続きまして、「4. 他都道府県における条例の制定状況」でございます。資料には、こども基本法の施行前後における、都道府県の子どもの権利に関する条例等の制定状況を整理しております。

本県の調査によりますと、こども基本法施行後では、昨年12月に石川県で条例が制定されるなど、現在、8道県で同様の条例が制定されております。

最後に、「5. 今後のスケジュール」でございます。

「第1回愛知県子ども・子育て会議」の後、昨年12月15日に「子ども・若者の意見反映ワークショップ」を開催し、どのような権利が大切だと思いか、権利を守るために何が必要かといった点について、子どもや若者から意見を伺いました。

今月12日には、「第2回愛知県子ども・子育て会議」を開催し、第1回会議でいただいたご意見等を踏まえた条例骨子の素案をお示しし、ご議論をいただく予定としております。その後、令和8年度に入りまして、第1回会議を開催し、さらに検討を進めた条例骨子案を提示し、議論を深めていきたいと考えております。

**(後藤委員長)**

続いて、報告事項3「専門分科会・審査部会の審議状況について」の説明をお願いします。

#### (地域福祉課 福永担当課長)

「専門分科会・審査部会の審議状況」について、資料4により説明させていただきます。

審議状況については、当審議会が開催される都度ご報告しているものです。

資料1「身体障害者福祉専門分科会及び審査部会」でございますが、今年度の開催状況といたしまして資料下の表にまとめております。

審査件数、審査結果につきましては表のとおりで、計5回開催しております。

次に、資料11ページの「2 民生委員審査専門分科会」でございます。今年度は3年ごとの一斉改選の年度でして、改選時期は12月1日でございますが、その改選に伴う民生委員の候補者についての審査を内容として、1回開催しております。

次に、「3 児童福祉専門分科会及び審査部会」でございます。「児童福祉専門分科会」は、今年度1回開催し、子どもの権利に関する条例の制定について等を審議いただいております。

次に、12ページの「児童措置審査部会」につきましては、今年度は5回開催し、虐待児童等の処遇について、計18件審議いただいております。

また、児童虐待による死亡事例を検証する組織である検証委員会を今年度8回開催し、検証を進めたところであります。

「里親審査部会」につきましては、今年度1回開催しております。

続いて、13ページの「幼保連携型認定こども園審査部会」は、今年度1回開催し、計2件の審議を行っております。

「保育所審査部会」におきましては、今年度1回開催し、保育所の設置認可等につきまして、計7件の審議を行っております。

また、入所児童等の意見又は意向に関して調査審議する「入所児童等意見審査部会」につきましては、今年度開催がございません。

次に、14ページの今年度、1回目の社会福祉審議会で審議いただき承認されまして新たに設置された「通所児童虐待等審査部会」でございますが、1回開催している状況であります。

なお、15ページ以降に、参考資料として、専門分科会・審査部会の審議状況に係る過去10年間の推移について、表及びグラフでお示ししております。

#### (後藤委員長)

3件の報告事項について、事務局の方から説明いただきました。これらの事項について、委員の皆様からご意見等はございますか。

### (渡邊委員)

報告事項2「子どもの権利に関する条例の制定について」、3点意見を申し上げます。すでに「第1回愛知県子ども・子育て会議」で申し上げた内容と重なる部分もありますが、改めて意見として述べさせていただきます。

1点目は、独立した「子どもの権利擁護機関」の設置が不可欠であると考えております。この機関には主として3つの機能があります。

権利侵害を受けた子どもからの相談を受け、個別の救済を図る「個別救済機能」。

個別の問題にとどまらず、構造的な課題が認められる場合には、制度改善に向けて勧告や要請を行い、再発防止につなげる「制度改善機能」。

条例や子どもの権利について理解し、活用してもらうための「広報・啓発機能」。

これらの機能を備えた独立性のある機関の設置が必要であると考えております。

現在でも虐待、いじめ、教育、医療、法律分野など、さまざまな相談窓口がありますが、それぞれが法令や制度に基づいて運営されているため、制度の狭間にある問題には十分な対応ができない場合があります。

私は豊田市で「子どもの権利擁護委員」を務めておりますが、豊田市でも個別救済の相談が毎年百数十件寄せられ、そのうち6割が子どもからの相談です。内容としては、いじめ、虐待、教員の不適切対応などがあります。しかし、市の機関であるがゆえに、県の施設や学校など、自治体の管轄外の機関に関する相談には十分対応できないという課題を抱えています。

また、実際の事例では、当初は「虐待」に関する相談であっても、子どもの権利の視点から継続的に話を聞くことで、不登校やいじめなど複合的な問題が明らかになり、包括的なアプローチにつながったケースがありました。

2点目は、条例制定過程における子どもの参画についてです。

子どもの意見表明権・参加する権利を保障するという観点から、条例制定の過程に子どもが関わるしくみが必要だと考えております。

豊田市では「子ども委員」を公募し、市職員が応援サポーターとして伴走しながら、中学校区ごとに「子ども会議」を開催し、ワークショップ形式で意見聞いていました。そこで集まった意見は5,000件を超え、これらを11項目の要求としてまとめています。実際に「豊田市子ども条例」には、子どもたちが考えた条文も反映されています。

3点目は、「子どもの権利に関する条約」で示されている4つの原則に基づき、具体的な権利を定める必要があると考えています。

豊田市では、子どもの権利を「安心して生きる権利」「自分らしく生きる

権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」の4つに分類し、その下に31の具体的な権利を列挙しています。

このように具体的な権利を示すことで、子どもにも大人にも、子どもの権利への理解が深まると考えております。

#### **(子育て支援課 伊藤担当課長)**

現在、来週開催予定の「第2回愛知県子ども・子育て会議」に向けて検討を進めております。いただいたご意見につきましては、会議の場でご回答をお示しできるよう、準備を進めてまいります。

#### **(山本広枝委員)**

「パーキング・パーミット制度」についてですが、一般の方が障害のある方用の区画に駐車してしまうことがあります。そのため、駐車区画に利用証を設ける仕組みは有効であると考えます。

そこでお伺いしますが、利用証の対象は、ご本人が運転される場合に限られるのか、あるいはご本人を乗せて移動される付き添いの方も含まれるのか。

また、対象となる駐車区画はどの範囲の場所を指すのか、県立施設に限られるのかについて、お聞きします。

#### **(障害福祉課 井上担当課長)**

1点目の利用証の対象については、歩行が困難なご本人に対して利用証をお配りすることとしています。ただし、介助者の方が運転される場合もありますので、その際は、ご本人の利用証を車内のルームミラーに掲示していただく形となります。

次に2点目の駐車区画についてですが、既存の車いす利用者向けの区画も対象になりますし、新たに登録していただく区画についても対象としております。区画の登録拡大に向けて、県として事業者の皆様に依頼をして、確保に努めているところです。

#### **(近藤委員)**

「パーキング・パーミット制度」についてですが、最近、デパートやスーパーでも、このような駐車区画が増えてきておりますが、一般の方が誤って駐車されてしまい、車いすを利用される高齢の方が停められないケースがあります。より分かりやすい形で周知していただくとありがたいのですが、何か対策についてお考えがあればお聞かせください。

**(障害福祉課 井上担当課長)**

駐車場の適正利用につきましては、県としてもしっかりと進めるべき重要な課題であると認識しております。

これまでもポスター等を用いて適正利用について啓発に取り組んでまいりました。今回、制度導入にあたり新たに制度に関するチラシ等を作成し、引き続き周知・啓発に努めてまいります。

**(奥村委員)**

「パーキング・パーミット制度」についてですが、事業者への働きかけも行っているとのことでした。高齢者や障害のある方は、医療機関を利用する機会が多いため、医師会、歯科医師会、薬剤師会など関係団体への働きかけも必要であるかと思えます。これについて、働きかけの予定があるのかお伺いします。

**(障害福祉課 井上担当課長)**

現在、関係団体への依頼を進めているところです。制度開始後も、さまざまな団体の皆様に協力をお願いしていく予定です。ご指摘いただいた団体につきましても、今後、協力の依頼を行っていければと考えております。

**(杉浦ますみ委員)**

「パーキング・パーミット制度」についてですが、身体障害者手帳をお持ちの方すべてが対象となるわけではなく、交付要件として4級以上、3級以上といった基準が設けられているとのことですが、これらの基準はどのような考え方で設定されているのか、お伺いします。

**(障害福祉課 井上担当課長)**

すでに44府県で制度が実施されており、本県の基準についても、これら先行自治体の制度を参考に定めております。ただし、手帳の等級要件に該当しない場合であっても、歩行困難であることが医師の診断書等により確認できれば、対象とすることとしています。

**(後藤委員長)**

「パーキング・パーミット制度」につきましては、利用される方、利用されない方の双方に制度への正しい理解を広げていくことが重要であるという点が、皆様のご質問からも改めて確認できました。今後とも周知へのご協力をお願いいたします。

**(渡邊委員)**

「入所児童等意見審査部会」についてお伺いします。こちらは”児童福祉法に基づく子どもの権利擁護の仕組みとして位置付けられている”という理解でよろしいでしょうか。

また、一時保護や入所措置に対する意見、施設での生活に関する意見を申し立てることができる制度と承知していますが、2024年度は1件、2025年度は0件とのことでした。

そこで、制度利用手続きがどのようになっているのか、その周知をどのように図っているのかをお伺いします。

あわせて、利用に際して意見表明支援員の支援を受けることが可能なのか、また実際に利用された事例があるのかについてもお聞きします。

**(児童家庭課 仁村担当課長)**

入所措置の際には、子どもの権利ノートを配付するとともに、意見表明支援員が直接面談を行っております。

昨年度の実績は、受案件数がおよそ800件、面接件数がおよそ730件となっております。

個々の事案に応じて第三者性を確保しながら、子どもの意見を丁寧に伺うよう努めております。

**(児童家庭課 吉田課長)**

ミニレターにつきましては、各措置施設や一時保護所に常設しているほか、入所措置の際には手続きの流れを説明したうえで、子ども一人ひとりに手渡しております。

また、入所児童等意見審査部会という第三者の場で意見を聞いてほしい場合には、その旨を申し出ることができるよう、一人ひとりに丁寧に説明しています。

**(後藤委員長)**

それでは、本日予定しておりました議題および報告事項は以上でございます。

ここで、議事録署名人について申し上げます。

社会福祉審議会規程第9条第1項により、委員長が議事録署名人を2名指名することとなっております。

本会議は、奥村智宏委員、近藤眞奈美委員にお願いしたいと存じます。皆様、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

(全委員)

—異議なし—

(後藤委員長)

それでは、閉会といたします。委員の皆様には大変貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。おかげさまで円滑に議事を進めることができ、充実した議論となりました。

最後に、事務局の方から連絡事項はございますか。

(地域福祉課 藤井主査)

本日の会議の議事録につきましては、後日、発言された委員の皆様にご確認いただいた後、議事録署名人お二人にご署名をいただくこととしております。その際は、ご協力くださいますようお願いいたします。

(後藤委員長)

それでは、令和7年度第2回愛知県社会福祉審議会を終了いたします。